

## 議 事 録 (要旨)

平成29年4月28日(金)午後3時00分、福井市役所本館8階第8会議室ABにおいて農地部会が開催された。

### ○議事及び審議結果

#### 1 審議事項

議案番号	件 名	議決結果
第 1 号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	原案どおり可決
第 2 号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第 3 号議案	現況証明について	〃
第 4 号議案	法務局からの地目変更照会に対する回答について	〃

#### 2 報告事項

報告番号	件 名
第 1 号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第 2 号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第 3 号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第 4 号報告	農地等の現況調査結果の確認について

#### 3 その他

○出席委員 18名

1番	高橋	隆夫	
3番	屋敷	忠雄	
4番	山本	隆夫	
5番	小寺	辰夫	
6番	鈴木	肇	
7番	阿部	勝征	
8番	前川	秀人	
9番	池田	敏雄	
12番	堀内	敏正	
13番	渡辺	紳七	
14番	山本	清幸	
15番	田谷	美千代	
16番	藤田	諭	
17番	北	定	(農地部会長職務代理者)
18番	武澤	義明	(会長職務代理者)
19番	北川	健	(農地部会長)
	細江	昭夫	(会長)
	市村	武男	(会長職務代理者)

○欠席委員 3名

2番	吉田	清治
10番	杉本	康治
11番	毛利	清治

○事務局出席職員

農業委員会事務局	局長	石川	行芳
	局次長	橋本	龍一
	主任	高間	紀英
	主幹	猪坂	朋彦
	主査	中出	剛史
	主事	伊藤	剛
	主事	富平	一博

開 会

午後3時00分

(市民憲章・農業委員憲章唱和)

議 長  
(北川部会長)

それでは、ただ今から4月の農地部会を開催いたします。  
なお、吉田清治委員、杉本委員、毛利委員より欠席の連絡を受けております。  
それでは、議事に移ります前に、議事録署名員の選任についてお諮りしたいと思います。  
議事録署名員につきましては、議事規則第19条第2項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

では、指名させていただきます。議席番号6番 鈴木委員、7番 阿部委員、  
ご両名よろしくお願いたします。  
それでは、議事に入ります。第1号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」  
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第1号  
議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。  
続きまして、第2号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を議題  
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第2号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、4月17日(月)に事前調査を行っておりますので、

その結果を当番委員でありました 渡辺委員から報告をお願いします。

13 番 渡辺委員

(第 2 号議案 現地調査結果報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 2 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案番号 1 番及び 2 番の案件は開発行為許可を条件に許可することとし、議案番号 3 番ないし 5 番の案件については、一般社団法人 福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされた場合は許可することとします。

続きまして、第 3 号議案「現況証明について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 3 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、4 月 17 日 (月) に事前調査を行っておりますので、その結果を北部会長職務代理者から報告をお願いします。

17 番 北部会長  
職務代理者

(第 3 号議案 現地調査結果報告)

議 長

ただ今の説明及び報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第 3 号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって第3号議案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案「法務局からの地目変更照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第4号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、4月17日(月)に事前調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

18番 武澤会長  
職務代理者

(第4号議案 現地調査結果報告)

議 長

ただ今の説明及び報告に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

6番 鈴木委員

この件は申請者が直接裁判所へ申請したのですか。  
またこのような場合、農業委員会より先に申請していいのですか。

18番 武澤会長  
職務代理者

裁判所は登記地目が田であるが、現況地目の雑種地で競売にかけたものですから買受適格証明はいりません。雑種地であれば誰でも競売に参加ができますし、評価額も田に比べて高くなります。落札後は法務局へ地目変更を申請でき、申請があれば法務局から農業委員会に照会がかかることとなりますが、農業委員会は先に非農地と判断していますので、今回そのように回答するものです。

9番 池田委員

この場合、購入目的は問わないのですか。

事務局

裁判所の入札の場合、現況が農地の場合は、買受適格証明書が必要になります。証明書の交付は、利用目的等を確認し、農業委員会に諮って発行します。

これをもっている方が入札に参加できます。

今回の案件は、裁判所の競売の前に農業委員会に照会があり、現地を確認した時点で既に農地の状況ではなかったため、買受適格証明書が不要と判断し、この結果を踏まえて競売を遂行したものです。

12番 堀内委員

この件は平成18年に埋め立て10年を経過しており、かつ無許可で埋めたものと思われませんが、今回、裁判所から照会があってわかりました。無許可で10

年経て農地でない状況の土地を個人が買った場合、その責任は従前の地権者ではありますが、その場合購入者の責任は問われないのですか。裁判所が介入しない場合であっても問われないと考えていいですか。

18 番 武澤会長  
職務代理人

裁判所の競売にかからないと困難だろう。

12 番 堀内委員

そこを確認したいのですが。

事務局

通常、農地の所有権移転には3条申請や、5条申請が必要になります。申請がありますと、委員の皆様にも現地調査をお願いしています。現地を確認した時点で、仮に違反状態であれば許可はできませんし、所有者に対して是正を求める、もしくは手続きをしていくというのが適当であるかと思えます。

今回は競売によって取得した方からの申請であり、取得者は瑕疵がないことから、今回の回答はやむをえないと考えます。

議 長

他にございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。それではお諮りします。第4号議案を、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。それでは第1号報告ないし第4号報告を一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第1号報告ないし第4号報告 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

続きましてその他に移ります。

4月農政部会の報告を、市村 会長職務代理者よりお願いします。

市村 会長職務  
代理者

(農政部会の結果報告)

議 長

その他、事務局から何かありますか。

事務局

(今後の日程について報告)

17番 北部会長  
職務代理者

本日は審議事項が4件、報告事項が4件で、いずれも原案のとおり決定および確認いたしました。

委員の皆様には、慎重なるご審議と妥当なるご決議をいただきまして、ありがとうございました。以上でございます。

議 長

以上で本日の議案等の審議等はすべて終了いたしましたので、これをもちまして4月の農地部会を閉会いたします。

閉 会

午後3時50分